

大淀町 総合事業に関するQ&A

令和6年4月1日版

| 種類 | 質問 | 回答 |
|---------------|---|---|
| 1 算定 | 1号通所事業で要支援2の利用者が1~4回利用する場合、1回あたりの単位は対象者区分でみた447単位と、回数でみた436単位のどちらで算定しますか。 又、計画では8回であった利用者が、キャンセルがあり実績では1~4回となった場合はどうですか。 | 対象者区分(要支援2)の447単位数をとっていただく。 給付実績の際は、実績の回数に乗じて算定していただきます。 【計算例: 447×3回=1,341単位】 【単位: 令和6年4月現在】 |
| 2 処遇改善加算 | 地域密着型と、総合事業の2事業を申請するが、提出先がどちらも町なので、1纏めの申請でよろしいか。 | 処遇改善加算の管理は事業ごととなるので、事業ごとの申請が必要。金額は利用者割で按分していただきます。 (別紙様式2に内訳として記入いただくの也可) |
| 3 定款 | 定款の変更ができていないが、申請の際に変更したものが必要ですか。 | 変更したものがが必要です。 特別な事情がある場合はご相談ください。 |
| 4 指定申請・処遇改善加算 | 町外遠方の事業者です。現在、総合事業の利用者がおらず、今後も予定がないが、指定申請と、処遇改善加算申請は必要ですか。 | 予定が無ければ申請は結構です。提供予定があれば指定申請と処遇改善加算申請をいただくことになります。 前々月の末までに申請をいただくと年度途中からの算定は可能です。 |
| 5 定款 | 定款の目的として事業名はどのように記載するのが適切ですか。 | 定款の記載例として ○介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 ○介護保険法に基づく第1号事業 ○介護保険法に基づく第1号訪問事業 ○介護保険法に基づく第1号通所事業 など (定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、所轄官庁へその変更についてご相談ください。) |
| 6 定款 | 社会福祉法人で、現在の定款の目的が「老人デイサービス事業」となっているが、定款の変更は必要ですか。 | 老人福祉法に基づく「老人デイサービス事業」に総合事業の1号通所事業が含まれますので、定款の変更は不要です。 同じく、「老人居宅介護等事業」に総合事業の第1号訪問事業が含まれますので変更は不要です。 |
| 7 申請に係る資産の状況 | 決算書は28年度のものでよろしいか。また、関係事業にかかる部分だけでもよろしいか。 | 28年度決算書で結構です。関係事業部分の場合は、抄本であることの原本証明をお願いします。 |
| 8 勤務形態一覧表 | 勤務形態一覧表は何月分を作成すればよろしいか。 | 指定申請は平成30年4月(予定)となりますが、みなし更新の場合は、平成30年2月実績を作成してください。 |
| 9 勤務形態一覧表 | 資格を証する写しはすべて必要ですか。 | 資格者の配置が求められる職種のみで結構です。 |
| 10 算定 | 1号訪問事業で週2回計画していた利用者が何らかの事情で1~4回の利用実績となった場合、1回あたりの単位は計画上の277単位で算定しますか。それとも、回数でみた266単位のどちらで算定しますか。 | 計画上の単位数、この場合277単位で算定していただきます |
| 11 算定 | 貴町に住居登録している利用者が他市町村に所在する事業所のサービスを利用する場合に貴町の単価(単位数・地域区分の単価)が適用されるのか。 | 利用者の住居登録地である本町の地域区分単価(1単位当たり10円)が適用になります。 |

大淀町 総合事業に関するQ&A

令和6年4月1日版

| 種類 | 質問 | 回答 |
|-------|--|---|
| 12 算定 | 月額包括報酬が適用となる場合、例えば以下の場合は日割りするか。 短期入所生活介護を3日利用し、その後訪問介護相当サービスを9回利用した。 | 包括単位を超えた場合は日割り、包括単位を超えない場合は回数で請求してください。 訪問型サービスを週2回程度利用する場合の上限(月額包括報酬)は2,349単位です。 ・標準的な内容の指定相当訪問型サービス(287単位/回)を9回提供した場合(287単位×9回=2,583単位>2,349単位となり日割りで算定) 計算例:77単位(日割り)×28日(31-3)=2,156単位 ・生活援助が中心で所要時間45分以上(220単位/回)を9回提供した場合(220単位×9回=1,980単位<2,349単位となり回数で算定) 計算例:220単位×9=1,980単位 【単位:令和6年4月現在】 |
| 13 算定 | 要支援2であった者が、1月7日区分変更申請によって要介護1になった。 計画作成時月額包括報酬が適用となる9回を計画していた。1月6日までに通所介護相当サービスを既に2回利用していた場合は、回数で請求するか日割りするか。 | 回数で請求してください。 通所型サービスを週2回程度(月9回以上)利用する計画が作成されている場合、月額包括報酬(3,621単位)が適用となります。 当該事例の場合は、1月6日までに2回利用(8回以内の利用)であることから回数で算定してください。 計算例:447単位(回数単位)×2=894単位 ただし、9回以上利用後に要介護1(1月30日に区分変更申請)になった場合は、日割りで請求となります。 計算例:9回利用後、1月30日に区分変更した場合は29日間は要支援2 119単位(日割単位)×29日=3,451単位 【単位:令和6年4月現在】 |
| 14 算定 | 訪問介護相当サービスを週1回程度利用していた者が月の途中で週2回程度の利用に変更になった場合は算定はどうなりますか？ 週1回利用を2回と週2回利用を6回利用しています。 | 訪問介護相当サービスを当初週1回で利用し、途中で本人の状態像から適切なアセスメントにより週2回の利用に変更した場合は、変更した日から週2回の単位数の適用とします。 訪問介護相当サービスを週1回程度利用する場合は4回まで266単位/回(令和元年9月現在)、週2回程度利用する場合は、5回以上8回までなら270単位/回(令和元年9月現在)が適用となります。 260単位/回×2回+270単位/回×6回=2,152単位となります。 |
| 15 算定 | 1号通所事業で1日と半日のサービスを混合して利用できますか。その場合はどう算定したらいいですか？ | 事前に、必要な理由を役場にご相談ください。 その上で算定となった場合は、半日は「4時間未満」、1日は「4時間以上」の単位数で算定いただきます。 積算合計が包括単位を超える場合は、包括単位で算定ください。 |
| 16 算定 | 訪問型サービス(A2)における身体介護と生活援助の違いを具体的に示してください。 | ・訪問型サービスにおける身体介護とは、自立した日常生活を送ることができるよう、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助などの身体介護をいう。なお、調理や掃除などを利用者と一緒に、できることを増やす援助も身体介護に含まれます。 ※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日 老計第10号)(最終改正:平成30年3月30日 老振発0330第2号)参照 ・訪問型サービスにおける生活援助とは、掃除、洗濯、調理、買い物、ゴミ出し支援などの生活支援をいう。 |

大淀町 総合事業に関するQ&A

令和6年4月1日版

| 種類 | 質問 | 回答 |
|-------|---|---|
| 17 算定 | <p>月の途中で区分変更や資格喪失があった場合の、通所型サービスにおける同一建物減算について、下記の場合の取扱いはどうなりますか。 要支援2で計画作成時月額包括報酬が適用となる9回を計画していたが、1月6日までに通所型サービスを1回利用し、1月7日以降に要介護になった場合。</p> | <p>利用回数で算定の上、同一建物減算1回につき94単位を減算してください。 計算例: 447単位(要支援2/回)-94単位=353単位 【単位: 令和6年4月現在】</p> <p>なお、月の途中の区分変更の場合、月に9回利用しても、同一建物減算適用後の額が月額包括報酬(3,621単位)に達しない場合は、利用回数での請求をしてください。</p> |
| 18 算定 | <p>通所型サービス(A7)におけるリハビリテーション職員加算の算定要件を示してください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・半日利用のみ算定可能 ・リハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)のいずれかが配置され、基本的動作能力、応用的動作能力、音声機能、言語機能又は聴覚機能の改善を目的とした機能訓練を行った場合に算定可能(常勤であることは問わない) |